

令和7年9月定例会 (9月12日) 市長提案理由説明

このたびの定例会でご審議をお願いいたします案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回提出いたしました案件は、条例案9件、補正予算2件、一般案件11件の合計22件でございます。

まず、第119号議案「名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について」でございます。

これは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。

次に、第120号議案「名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について」でございます。

これは、町及び字の区域の変更に伴い、宮前コミュニティセンター及び六郷北コミュニティセンターの位置の表示に関する規定を整理するものでございます。

次に、第121号議案「名古屋市みどりが丘公園条例の一部改正について」でございます。

これは、みどりが丘公園における行為の許可に係る使用料について規定を整備するものでございます。

次に、第122号議案「道路の占用料等に関する条例の一部改正について」から第125号議案「名古屋市都市公園条例の一部改正について」でございます。

これらは、道路の占用料の額の改定をし、その改定に合わせて、準用河川の土地占用料、水路等の使用料、都市公園の使用料の額の改定等をするものでございます。

次に、第126号議案「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

これは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定を整理するものでございます。

次に、第127号議案「名古屋市営住宅条例の一部改正について」でございます。

これは、町の区域の変更に伴い、大曾根北シティ住宅、山田西シティ住宅及び六郷荘の所在地の表示に関する規定を整理するものでございます。

続きまして、第128号議案「令和7年度名古屋市一般会計補正予算」及び第129号議案「令和7年度名古屋市公債特別会計補正予算」の補正予算2件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、一般会計でございます。

まず、アジア・アジアパラ競技大会の開催に向けて、市政資料館敷地内に大会記念品等の展示施設を設置するとともに、新たなボランティアの枠組みであるウェルカムサポーターの募集、大会レガシー創出活動に対する助成を行うほか、大会ライセンスグッズ等を返礼品として活用し、寄附金を募集することといたしました。

次に、名古屋城内に発掘調査で出土した埋蔵文化財の収蔵展示施設を設置し、稲永公園球技場に休憩施設を設置するほか、災害時や防災啓発事業に活用するため、トイレカーを購入することといたしました。

また、遺贈による子どもの貧困対策寄附金を活用し、物価高騰の影響を受けている子ども食堂等に食品を配付するほか、プレミアム付き商品券を発行する地域経済活性化促進事業について、発行額を増額することといたしました。

このほか、賃金・物価の変動等に伴い、中村区役所等複合庁舎・地下鉄本陣駅間地下通路及び瑞穂公園陸上競技場等の整備、国際会議場の改修並びに上志段味中学校の新設について事業費を増額するとともに、八事斎場の再整備については、事業工程の見直しも踏まえ、令和7年度の事業費を減額することといたしました。

これらに対応する財源といたしまして、特定財源として国庫支出金、寄附金及び市債を増額、大規模施設整備積立基金の取崩しを減額するとともに、一般財源として財政調整基金の取崩しを予定いたしました。

以上の歳入歳出予算のほか、福祉総合情報システムの開発はじめ6件の繰越明許費及びアジア・アジアパラ競技大会ウェルカムサポーター業務委託に係る債務負担行為の設定をするとともに、八事斎場の再整備はじめ6件の債務負担行為の変更を予定いたしました。

続いて、特別会計でございますが、公債会計におきまして、所要の起債額を

計上いたしました。

以上の結果、今回の補正予算は、

一般会計	49億3千百万円余
特別会計	15億6千8百万円
総計	64億9千9百万円余

と、相成った次第でございます。

続きまして、一般案件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第130号議案及び第131号議案「契約の締結について」でございます。

これらは、『水分橋鋼床版箱桁製作架設工事』及び『新尾頭公営住宅及び更新住宅新築工事』の請負契約の締結を行うものでございます。

次に、第132号議案から第135号議案「契約の一部変更について」でございます。

これらは、完成予定期日あるいは契約金額について、それぞれ変更するものでございます。

次に、第136号議案「訴えの提起について」でございます。

これは、スポーツ振興会館を使用した者に対して、使用料等の支払いを求めるものでございます。

次に、第137号議案「指定管理者の指定の変更について」でございます。

これは、名古屋国際会議場の指定期間を変更するものでございます。

次に、第138号議案「市道路線の認定及び廃止について」でございます。

これは、大曾根北第15号線始め14路線を市道として認定し、上飯田新堀鍋屋上野線始め51路線の一部又は全部を廃止するものでございます。

次に、第139号議案「名古屋高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更について」及び第140号議案「整備計画の変更に対する同意について」でございます。

これらは、一般国道22号の追加等に伴い、名古屋高速道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について国土交通大臣に認可の申請を行うほか、名古屋高速道路の整備計画の変更について同意をするものでございます。

以上、今回提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。

